

## 〈コメント〉ウズベキスタン共和国の新憲法裁判所法についての若干の私見

2017.12.1 杉浦 一孝（名古屋大学名誉教授）

### はじめに

コメントの目的：Ibragimov Bunyodbek 氏の報告にかかわってウズベキスタンの新憲法裁判所法について若干の私見を、約 10 年前に執筆した拙稿「ウズベキスタン共和国憲法裁判所と立憲主義」名古屋大学法政論集第 224 号（2008 年 7 月刊）を踏まえて述べること。

### 1 「2017 - 2021 年におけるウズベキスタン共和国の五つの優先的発展分野に関する行動戦略」

この「行動戦略」における第 2 の発展分野は、「法（律）の支配の保障」と「裁判制度のいっそうの改革」の分野である。ここでは、「司法権の真の独立の保障、裁判所の権威の向上、裁判制度の民主化および近代化」「市民の権利および自由の確実な保護の保証」「行政法、刑事法、民事法および経済法の改善」など六つの小見出しのもとに、それぞれの課題が一般的、抽象的に書かれている。なお、年ごとにその課題が具体的に提起されている一覧表があるようであるが、ウズベク語で書かれているものしかないため、私には、それは理解不能である。

それはともかくとして、ここで私が問題であると思うのは、それぞれの課題が提起されざるをえない背景、すなわち、当該の法分野でどのような問題点があってそれぞれの課題が提起されているのかが明らかにされていないことである（例えば、裁判所の真の独立の保障、市民の権利および自由の保護など）。それまでの問題のある実態を明らかにせず、今後の課題のみを関係者に提示するだけでは、改革はうまく行かないのではないか。この分野でも徹底した情報公開が必要であろう。

### 2 ウズベキスタン共和国憲法の 2017 年 6 月 1 日公布の一部改正法の内容

本年 5 月、ウズベキスタン憲法の一部改正が行われた。これは、上記の「行動戦略」にしたがったものと思われるが、この憲法改正の目的の一つは、憲法裁判所の自主性および独立性の強化とされている。憲法第 108 条と第 109 条がそれぞれ次のように改められたが、これらは、果たして憲法裁判所の自主性および独立性の強化につながるのでしょうか？

“Статья 108. Конституционный суд Республики Узбекистан рассматривает дела о конституционности актов законодательной и исполнительной власти.

Конституционный суд избирается Сенатом Олий Мажлиса Республики Узбекистан по представлению Президента Республики Узбекистан из числа специалистов в области

политики и права, рекомендованных Высшим судебным советом Республики Узбекистан, включая представителя от Республики Каракалпакстан.

- \* 上院に対する大統領の憲法裁判所裁判官候補の提案権に一定の枠をはめる規定、すなわちウズベキスタン最高裁判官評議会の推薦にもとづく提案権であるが、これにより提案権は実際に制約を受けることになるか？

Конституционный суд Республики Узбекистан избирает из своего состава председателя Конституционного суда Республики Узбекистан и его заместителя. ”

- \* 長官および副長官の互選制

“Статья 109. Конституционный суд Республики Узбекистан:

1) определяет соответствие Конституции Республики Узбекистан законов Республики Узбекистан и постановлений палат Олий Мажлиса Республики Узбекистан, указов, постановлений и распоряжений Президента Республики Узбекистан, постановлений правительства, решений местных органов государственной власти, межгосударственных договоров и иных обязательств Республики Узбекистан;

2) определяет соответствие Конституции Республики Узбекистан конституционных законов Республики Узбекистан, законов Республики Узбекистан о ратификации международных договоров Республики Узбекистан — до их подписания Президентом Республики Узбекистан;

- \* 上記の第 1 号および第 2 号に定める権限は、抽象的規範統制の権限。

3) дает заключение о соответствии Конституции Республики Каракалпакстан Конституции Республики Узбекистан, законов Республики Каракалпакстан — законам Республики Узбекистан;

4) дает толкование норм Конституции и законов Республики Узбекистан;

- \* 従来どおり、憲法裁判所に憲法および法律の有権（公権的）解釈権を付与。

5) рассматривает обращение Верховного суда Республики Узбекистан, инициированное судами, о соответствии Конституции Республики Узбекистан нормативно-правовых актов, подлежащих применению в конкретном деле;

- \* 新しい権限：具体的な事件で適用されるべき法令が憲法に適合しているかどうかについての通常下級裁判所による審査申立ての要請にもとづく最高裁判所の当該申立てを審理すること。

6) по результатам обобщения практики конституционного судопроизводства ежегодно представляет палатам Олий Мажлиса Республики Узбекистан и Президенту Республики Узбекистан информацию о состоянии конституционной законности в стране;

7) рассматривает другие дела, отнесенные к его компетенции Конституцией и законами Республики Узбекистан.

\* 憲法裁判所規則第 2 条を参照。

Решение Конституционного суда вступает в силу со дня его официального опубликования.

Решение Конституционного суда окончательно и обжалованию не подлежит. ”

### 3 新憲法裁判所法の若干の問題点

#### (1) 憲法裁判所の構成とその選出手続

新憲法裁判所法は、憲法第 108 条第 2 項にしたがって憲法裁判所裁判官（7 人）の選出手続を定めている（第 5 条第 1 項ないし第 3 項）。憲法の一部改正法および新憲法裁判所法では、憲法裁判所裁判官の選出手続に最高裁判官評議会が関与することがあらたに定められたが、これにより、それまでフリーハンドであった、上院に対する大統領の憲法裁判所裁判官候補の提案権に制約をあたえることになるのであろうか？ 最高裁判官評議会議長は大統領の提案にもとづいて上院が任命するという新最高裁判官評議会法（2017 年 4 月 6 日施行）第 5 条第 2 項の規定などを考えると、否定的に答えざるを得ない。

大統領のこの提案権は、引き続き採用された憲法裁判所裁判官の 5 年の任期制とあらたに明示されたその再選制（二期に限定）を介して、憲法裁判所およびその裁判官に政治的影響をあたえる道具になりうるということに留意しなければならない。憲法裁判所裁判官の任期制については、その廃止を考えるべき時期ではないであろうか？

#### (2) 憲法裁判所の権限

憲法裁判所の権限については、新憲法裁判所法は、憲法第 109 条にしたがってそれらを定めている（第 4 条）。その中で新しいものは、具体的な事件で適用されるべき法令が憲法に適合しているかどうかについての通常下級裁判所による審査申立ての要請にもとづく最高裁判所の当該申立てを審理する権限である（第 4 条第 1 項第 5 号）。これは、抽象的規範統制の権限ではなく、具体的規範統制の権限に属するものであり、間接的であるにせよ、具体的な裁判で争われている個人の権利および法益の保護に資するものと言えよう。

#### (3) 憲法裁判所への申立権の主体の範囲

新憲法裁判所法は、憲法裁判所に憲法適合性審査等を申し立てる権利については、従来どおり、国会の両院をはじめとする国家機関（ただし、人権オンブズマンに対しては、はじめて申立権が認められた。）、上下両院の各議員グループ（総議員の 4 分の 1 以上）にしか認めず、個人やその団体には認めなかった。個人の権利および自由の保護という観点

から見れば、個人やその団体に憲法裁判所への憲法上の不服申立権をあたえることは必要であり、ウズベキスタンにおいても、一部の法学者の間では、その必要性は認識されていた（例えば、新憲法裁判所法の制定前に、憲法裁判所に対する個人やその団体の憲法上の不服申立権をあたえるべきであるとする提案あり）。新憲法裁判所法は、その必要性を認めなかったが、その理由は何であろうか？

もっとも、個人およびその団体も、以前と同じように、法律その他の法令による自己の憲法上の権利および自由の侵害の問題について、憲法裁判所に審理を要請する（申し立て）ことができる（例えば、新憲法裁判所法の制定後の憲法裁判所の HP の「市民および法人へのお知らせ」を参照）。しかし、それは、申立ての権利（申立権）にもとづくものではないため、その要請（申立て）が受け入れられて審理がなされるかどうかは、憲法裁判所の政策的判断によるのであり、その要請（申立て）に根拠ありと憲法裁判所が判断する限りで、それは、新憲法裁判所法第 25 条第 2 項にしたがって、裁判官 3 人以上の発議により憲法裁判所の審理に付されることになる。

ところで、裁判官 3 人以上の発議にもとづいて憲法裁判所が事案の審理を開始することができるということは、憲法裁判所が、申立権者による申立てを待たずに、職権で事案を審理することができるということである。この制度には、運用次第で、憲法裁判所がその他の国家機関に対する「包括的なコントロール機関」に、最悪の場合には、「政治的訴追機関」に化する危険性がはらまれている。したがって、当初、この制度を採用していたロシアでは、1994 年に現行の憲法裁判所法が制定された時に廃止されることになったのである。ウズベキスタンでも、同じような理由から、この制度の廃止を主張する見解があったが、新憲法裁判所法では、存続させられることになった。その理由は何であろうか？もしこの制度を廃止するということになれば、憲法裁判所による個人およびその団体の憲法上の権利および自由の救済は不可能となるが、個人やその団体に憲法裁判所への憲法上の不服申立権を認めれば、それは可能となる。それだけでなく、その救済の道が大きく広げられることにもなる。なぜこちらを選択しなかったのであろうか？

以上